

国立大学法人群馬大学クラウドファンディング実施規程

令和 4.10. 1 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるクラウドファンディングの実施に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 寄附を募ることを目的としてインターネットを通じて事業を公開し、不特定多数の賛同者から寄附金を得ること
- (2) クラウドファンディング事業 本学がクラウドファンディングにより受け入れた寄附金で実施する事業
- (3) 事業者 本学がクラウドファンディングを行うために契約した個人又は法人
- (4) 支援者 クラウドファンディングにより本学に寄附した個人又は法人
- (5) 実施責任者 クラウドファンディング事業の遂行に責任を負う教職員

(基本原則)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、クラウドファンディングを行うことを許可しない。

- (1) 本学のクラウドファンディング事業としてふさわしくない場合
- (2) 金品又は対価性のある返礼を前提とする場合
- (3) 本学が社会的な信頼を損なうおそれのある場合
- (4) その他学長が適当でないと認めた場合

(申 請)

第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを行うことを希望するときは、その開始希望日の原則として2か月前までに、実施責任者が所属する学部等の長の承認を受け、執行役員会議に付議してその承認を得た上で、別紙様式1により、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請のうち事業の使用経費は、設備備品費、旅費、人件費、消耗品費等の事業実施に必要な経費、支援者への返礼に必要な経費、間接経費及び事業者に支払う手数料を計上するものとする。

(実施の決定等)

第5条 前条の申請があったときは、学長が実施の可否を決定する。

- 2 学長は、前項の決定をしたときは、別紙様式2により実施責任者に結果を通知するものとする。
- 3 学長は、クラウドファンディング事業開始後に当該事業を継続することが適当でない

と認めたときは、これを中止することができる。

(事業者への通知、寄附金の受入れ)

第6条 学長は、クラウドファンディングを行うことを決定したときは、事業者に連絡する。

2 学長は、事業者からクラウドファンディングの結果の連絡があったときは、速やかに実施責任者に連絡する。

3 クラウドファンディングが達成したときは、事業者から提出された支援者及び寄附金額が記載された書類を寄附申込書とみなし、当該寄附金を受け入れるものとする。

4 寄附金の受入れにあたっては、受入額の総額の5%を全学の管理的経費に充てる間接経費として大学本部に配分するものとする。

(受入れの制限)

第7条 次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で支援者に譲与すること

(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を支援者に譲渡し、又は使用させること

(3) 寄附金の使用について、支援者が会計検査を行うこととされていること

(4) 寄附申込み後、支援者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること

(5) その他学長が本学の業務遂行上特に支障があると認める条件

(実施責任者の責務)

第8条 実施責任者は、クラウドファンディング及びクラウドファンディング事業に責任をもって誠実に遂行しなければならない。

2 クラウドファンディング及びクラウドファンディング事業の中止等により経費の負担があるときは、実施責任者がその責任を負うものとする。

3 実施責任者は、クラウドファンディング事業が終了したときは、別紙様式3により学長に報告するものとする。

(事務)

第9条 クラウドファンディングに関する事務は、関係部署の協力を得て、実施責任者が所属する学部等の事務担当部署において処理するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、クラウドファンディングの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学クラウドファンディング実施要項（令和3年2月3日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

群馬大学長 殿

(実施責任者)

学部等名: _____

職名・氏名: _____

クラウドファンディング事業実施申請書

このことについて、クラウドファンディングを活用した事業を下記のとおり実施したいので申請します。なお、クラウドファンディング及びクラウドファンディング事業に責任を負うとともに、クラウドファンディング事業を誠実に遂行します。

記

事業名称	
事業目的	☐ 教育 ☐ 研究 ☐ 社会貢献 ☐ 学生の課外活動 ☐ その他 ()
事業内容	(詳細がわかる資料を添付すること)
事業実施期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
目標金額	円 ※事業者への手数料及び間接経費 5%を考慮して目標金額を設定すること
使用経費内訳	(目標金額と一致)
別途資金の有無	☐ 有 (財源: 金額:) ☐ 無
返礼品	(具体的に記載)
募集期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

（元号） 年 月 日

（実施責任者） 殿

学 長

クラウドファンディング事業実施申請に係る通知書

（元号） 年 月 日付けで申請のあったクラウドファンディングを活用した事業について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

事業名称：

実施の可否：

群馬大学長 殿

(実施責任者)

学部等名: _____

職名・氏名: _____

事業報告書

クラウドファンディング事業を終了しましたので、報告します。

事業名称	
事業実施期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
寄附金額	円 (目標金額 円)
使用経費内訳	
事業報告	(別途書類の添付も可)